

昭和57年3月1日

第858号

# 広報 うえだ

毎月1日・16日発行

発行	上田市
編集	秘書課
電話	上田24100
印刷	田辺印刷



## 楽しいおみせやさんごっこ

各保育園では、2月の中旬から下旬にかけて、人とのふれあいとお金の価値などを学ぶため「おみせやさんごっこ」を楽しくやります。

みんなが作ったお面、風車、ハンドバックなどを机の上にならべ、園児の売り子が「いらっしゃい、いらっしゃい」と元気な呼び声をかけていました。(写真は、神川第二保育園で)

### 主な内容

臨時市議会を招集	2ページ
資源活用推進月間(3/8~5/9)	3ページ
水道の届け出はお早めに	4ページ
和裁技術講習会の受講生を募集(働く婦人の家)	5ページ
同和問題を考える	6ページ
上田市の職員給与などの状況	7ページ
おみやみ	8ページ
選挙特集	特集1~4ページ

### 市民の動き

(2月1日現在)

総人口	113,449人	(-207)
男	55,191人	(-303)
女	58,258人	(+96)
世帯数	34,461世帯	(+16)

( )内は前月比です。

昭

20-

15-

10-

5-

件数	月
----	---

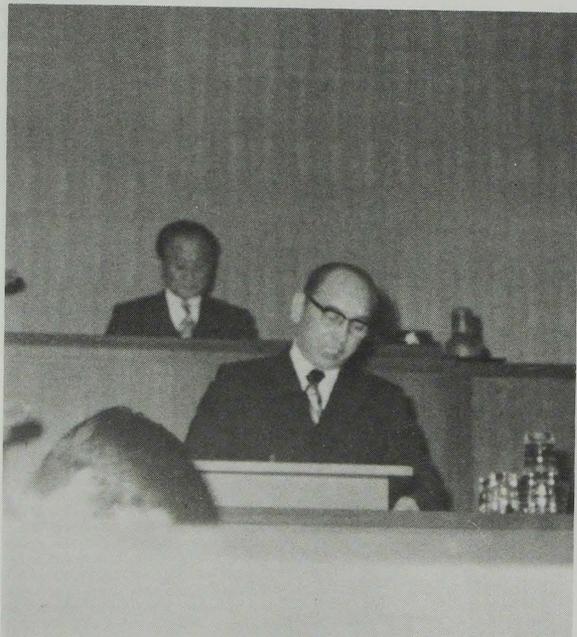
表A・Bと

しいまちにする願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

いく世界に目を向けた明るいまちにします。

# 臨時市議会を招集

むだをなくし物を生かす市民運動



あいさつをする市長職務代理者永野助役（手前）

2月12日、石井市長逝去に伴い臨時市議会が招集され、上田市長・故石井 泉氏の葬儀を市葬としてとり行う件と市長特別選挙費について審議されました。その結果、市葬費、市長特別選挙費として2,268万3千円の予算が可決されました。

## 市長職務代理者 助役あいさつ要旨

上田市長石井 泉氏は、精密検査のため松本市旭町信大附属病院に入院し、去る二月四日午後一時八分、入院先において心不全のため急逝されました。ここに謹んで哀悼の意を表しご報告申し上げます。

幾多の重点事業の達成に向けて精力的に取り組んでおられ、今後のご活躍をかたく信じておりましたところでございますが、忽然として他界されましたことはまことに痛恨のきわみでございます。

今、改めてありし日の面影をしのび、偉大な足跡と温厚で人間味あふれる人柄に思いをいたし、心からご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族のご安泰をお祈り申し上げます。

## 上田市長故石井 泉氏に 叙位・叙勲

### 叙位・叙勲

このたび、二月四日に心不全のため急逝された上田市長・故石井 泉氏の生前の功績に対して、従五位、勲四等旭日小綬章が、県知事から長男一郎氏に伝達されました。

市政を担当中でした。氏は、三十有余年の長きにわたって地方自治、上田市政の発展に尽力されました。



昭和五十年には、昭和六十年を目標として上田市のあるべき将来の都市像を描き、市民の皆さんの理解と協力により、その理想実現のため「上田市長期基本構想」を策定しました。これを石井市政の軸として、対話と協調をモットーに「あたたかい心のふれあいまち」上田市づくり、全力をあげて取り組んでこられました。この構想も今日まで着々と実現してきています。

物を生かす運動」を展開して、三月八日頃から五月九日までのエネルギー・省資源運動」を進めるため、皆さんのご協力をお願いします。



▲大勢の皆さんでにぎわった昨年の  
▼「資源活用広場」と「むだをなくす生活展」



3月8日～5月9日

むだをなくし物を生かす市民運動

# 資源活用推進月間

石油危機、中東情勢の変動などで、世界のエネルギー事情は急変しています。今後も、エネルギー問題は、ますます厳しさを増していくでしょう。

私たちの生活は、衣、食、住を

はじめ、あらゆる面でエネルギー、特に石油で支えられています。資源、エネルギー問題については、その現状に関する情報や暮らしの中での「省エネ・省資源」の具体的な実践方法などについて、その

つど広報などでお知らせしていますので、お役立てください。また、家庭や職場などでも「省エネ・省資源」の実践について、積極的なご協力をお願いします。市では、今年も「むだをなくし

上田市資源活用推進本部

事務局 生活環境課生活係

☎ 224100 内線 301

物を生かす運動」を展開しています。八月目を迎えるこの運動は、三月八日(月)から五月九日(日)までの二か月間を「資源活用推進月間」とし、上田市資源活用推進本部(本部長 上田市長)を設置し、関係各課所が、それぞれ担当する分野で推進を図っています。「資源活用広場」の開催や中部電力(株)、上田ガス(株)、上田電報電話局、県上田消費生活センターなどの協賛により、「むだをなくす生活展」などの行事も、例年どおり計画しています。

また、年間を通して行っている不用品交換については、特にこの期間を「省資源強調月間」とし、不用品の紹介・あっせんを積極的に実施します。「市民総参加の省

エネルギー・省資源運動」を進めるため、皆さんのご協力をお願いします。

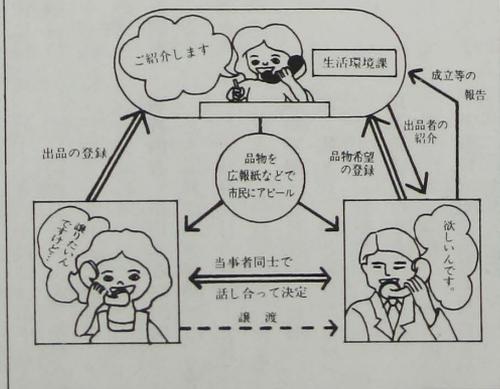
## 不用品の登録

### 紹介・あっせん制度

省資源・省エネルギー対策の一環として、不用品の登録・紹介・あっせんを行っています。これは、資源の再利用、有効利用を図ることを目的とし、物価対策にも役立っていたため、家庭や職場に眠っている不用品を登録していただき、希望者に紹介・あっせんするものです。ゆずりたい品物、ゆずってほしい品物がありましたら、電話などでお気軽に登録してください。

## 不用品の交換で むだのない生活を!!

生活環境課では、不用品の紹介・あっせんをしています。お気軽にご利用下さい。



# お知らせ



各小学校では、社会科の勉強の一環として市役所見学などを行っています。生徒たちは、係の人から説明を聞きながら、市役所の中を見て回りました。

## 水道の届け出は

### お早めに

水道局業務課（南庁舎一階）  
☎241000内線506・507  
有線②0831

三月、四月は一年のうちでも特に引越しの多い時期です。次のようなときは、お早めに水道局へお届けください。

- ▽引越越してきたときや今まで使っていない水道を使用するとき
- 再開の届けをしてください。目のつく所に「使用中中止」の水色の荷札がありますので、検針コード、使用者番号を確かめてお届けください。電話でも受け付けます。
- ▽引越越して行くときや一時休止するとき

一時休止の届けをしてください。電話でも受け付けます。届け出のあった日までの水道料金を、現地で精算します。

▽将来使う見込みのない水道を止めるとき  
廃止の届けをしてください。電話でも受け付けます。届け出のあった日までの水道料金を、現地で精算します。

▽名義を変更するとき特に、死亡した人の名義を使用者に変更するとき  
印鑑をご持参のうえ、名義変更の届けをしてください。水道料金は、旧使用者の分も合わせて新使用者の負担となります。  
※個人で水道料金を納めていたでいる方に、預金口座から自動的に支払いができる口座振替をお勧めします。預金通帳、印鑑、水道料金納入通知書か領収

書をご持参のうえ、各金融機関で手続きをしてください。

## 固定資産課税台帳

### の縦覧は4月に

資産税課資産税係  
☎241000内線236  
有線②0681

毎年三月一日から三月二十日まで行っています土地、家屋、償却資産の固定資産課税台帳の縦覧は、税制改正による地方税法の国会審議が遅れ、期日に間に合いませんので四月に延期します。  
期日については、決まり次第「広報うえだ」でお知らせします。

## 市消費者物資等

### 監視員を募集

生活環境課生活係  
☎241000内線301

市民の皆さんの消費生活を向上させ、住みよい生活環境を築くため、次により消費物資等監視員を募集します。

募集人員：若干名  
応募資格：消費物資などの調査に熱意のある家庭の主婦で、次の

条件に該当する人 ①市内に住んでいる人 ②昼間の会議及び調査に出席できる人

職務内容：①消費物資などのグループ（五グループ）による調査及び個人による価格調査 ②会議（月一回）に出席し、調査報告などをしていたいただきます。  
任期：二年  
募集期限：三月二十五日（木）  
応募方法：便せんまたははがきに郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、生年月日、電話番号をご記入のうえ、〒386 市内大手一―一―一六 市役所生活環境課生活係へ郵送していただくか、直接お申し込みください。

## 計量モニターを

### 募集します

商工課計量係  
☎241000内線603

商品の量目に対する関心を高めていただくとともに、これによって得られた各種データや意見、苦情などを今後の計量行政に役立てるため、次により計量モニターを募集します。

応募資格：食料品関係の小売業を営んでいない人、またはこれに携わっていない市内の家庭の主

## 自動車税は

### 便利な口座振替で

上小地方事務所税務課収税係  
☎231260内線209

自動車税も電気料や電話料などと同じように、口座振替ができます。これだと納期限を気にしなくすみ、手数と時間もはぶけます。手続きは、預金に使用されている印鑑をご持参になれば、金融機関または上小地方事務所税務課で簡単にできます。

募集期限：三月三十一日（木）  
謝礼：五千円と記念品（検査用はかりと分銅）  
応募方法：はがきに郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、家族構成、電話番号をお書きのうえ、〒386 市内大手一―一―一六 市役所商工課計量係までお申し込みください。

◎投票できる人

◎投票できない人

◎入場券

第 85  
くたさい。電話でも受け付けます。  
▽引越して行くときや一時休止  
するとき

# 3月28日 投票日 上田市長選挙

(告示日 3月18日)

## 明るい選挙で 住みよい上田



### ◎投票できる人

投票日現在、満二十歳以上の人で十二月十七日以前から、三か月以上引き続き上田市に住んでいて住民票に記録され、さらに選挙人名簿に登録されている人です。

### ▲市内転居者

二月二十八日までに市内転居し市役所市民課か各支所へ転居届をされ、台帳に登録された人は新住所地の投票所で投票できます。

三月一日以後転居届を出された人は、旧住所地の投票所で投票することになります。



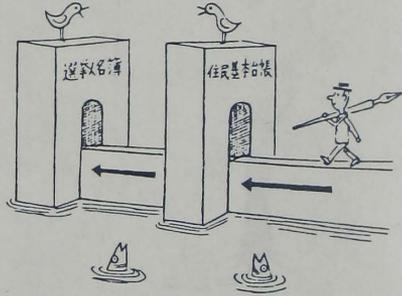
不幸にして、前市長の急死に伴ってこのような事態に至りましたからには、新たに市長を選ぶことが急務であり、全市民等しく願うところ です。

昨年十月二十五日に市長選挙が行われましたのに、それからわずか数か月にして、また市長選挙を行うことなど、だれが予想し得たでしょうか。

動的に支払いができる口座振替をお勧めします。預金通帳、印鑑、水道料金納入通知書が領収

募集人員：若干名  
応募資格：消費物資などの調査に熱意のある家庭の主婦で、次の

応募資格：食料品関係の小売業を営んでいない人、またはこれに携わっていない市内の家庭の主



住民基本台帳に、のらなければ、選挙人名簿にのらない。

### ◎投票できない人

○市外に転出した人。(正式の届出の有無にかかわらず投票日までに出した人)

○名簿に登録されていても、実際にはそこに住んでいない人。

学生などで修学のため、寮、下宿などに住んでいる場合の住所は、

原則として寮や下宿にあることになっていません。したがって学生などでこれらに該当する人は、入場券が郵送されても投票ができないことがあります。

### ◎入場券

入場券は世帯あてに郵送しますので、それぞれ自分の分を点線から切りとって投票所へ持参してください。入場券は、再発行しませんので投票日まで大切に保管しておいてください。

### ◎投票できる時間

午前七時から午後六時までです。須川、畑山、長入、岩清水、野倉の各投票所は午後四時までです。投票はなるべく早目に、時間の余裕をみて投票しましょう。

## 市長選に際して

上田市選挙管理委員会

委員長 森山 潔

公職選挙法によりますと、この度のような特別な選挙を行うべき事由が生じますと、市長の職務代理者から選管に通知があり、選管は、この通知を受けた日から五十

なりました。私たち選管委員、事務局職員はもとより、当日の投・開票事務に携わるすべての方々が、心を一つにして、この選挙に万全を期して

棄権したり、選挙違反により、選挙に悔いを残すことのないよう、投票総参加、明るい選挙推進運動を、市民の総意で盛りあげていただくことを熱望いたします。

日以内に選挙を行わなければならぬことになっていきます。

まいる決意です。申すまでもなく、選挙は有権者の皆様、候補者、選挙運動などに

市長は、私たちの日常生活に直結する市政を執行する人であり、市の内外に対しては、市民の代表としての職にあたる人です。

この公職選挙法の規定に基づき、市長選挙は、三月十八日告示、三月二十八日投票により行うことに

かかわるすべての人たちの良識ある行動が得られなければなりません。

いなる選挙によって、市長が選ばれますことを皆様と共に望んでやみません。

### ◎不在者投票

選挙当日、投票所に行つて投票できない人にかぎり、不在者投票ができます。

期間は、告示の日から、投票日の前日までで、午前八時三十分から午後五時まで、毎日、選挙管理委員会（市役所四階）で行つていきますので、なるべく早目に投票をすませるようにしてください。

投票においでるときは、入場券（届いているとき）と印鑑を必ずお持ちください。

候補者の氏名掲示はありません。市外に一時滞在している人は、滞在地で投票できますので早目に手続きしてください。

◎病院、老人ホーム、身体障害者更正援護施設、保護施設などで不在者投票の指定を受けている施設にはいつている人は、そこで投票できます。

ただし歩行不能で一般の投票所に行くことができない人に限られます。

### ◎投票所での

#### 投票の方法

#### ▲投票は記号式

市長選挙は記号式です。

投票用紙にあらかじめ候補者氏名が印刷してありますので、投票

しようとする候補者一人の上の欄に、○印のゴム印をおしてください。ゴム印は投票所に備えてつてあります。ゴム印以外で印をつけると無効となります。不在者投票は自書式です。

### ◎代理投票

投票は、自分で書くことになっていますが、手をいためていたり字を知らないために字が書けないなどの場合は、投票所で申し出てください。補助者の代筆によって投票することができます。

投票の秘密は厳重に守られますので安心して、遠慮なく申し出てください。

### ◎郵便による

#### 不在者投票

重度身体障害者の皆さんのうち次に該当する人は、郵便による在宅投票ができます。早目に手続きをしてください。

#### 一、投票できる人

身体障害者手帳所持者で、二、三級で定められた症状に該当する人。

戦傷病者手帳所持者で特別項症二項症、三項症までの人で定められた症状に該当する人。

#### 二、郵便投票証明書の交付申請

投票を希望する人は、選挙人が登録されている市町村選挙管理委員会の委員長が発行する証明書が必要ですので申請して交付を受けてください。

（この証明書は、四年間有効ですから大切に保管しておいてください）

#### 三、投票の手続き

選挙の期日前四日（三月二十四日）までに、本人自身の署名により、投票用紙および投票用封筒を請求し本人自身で候補者一名の氏名を記載し、所定の封筒に入れて署名し、本人が登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長に、必ず郵便により送付します。

この投票については早目に手続きをするようにしてください。

### 浄化



ゆめと希望のあしたのために

### 立会演説会

候補者の政策を直接聞けるよい機会ですので多数参加いたしましょう。

期日および場所、時間などについては後日おしらせいたします。

#### 開票のとき・ところ

開票は次のとおり行います。指定された場所において開票状況をみる事ができます。

とき 三月二十八日(日)

午後七時三十分

ところ 上田市立清明小学校校体育館



だれにもできる選挙運動

### 選挙運動用はがき

選挙運動用として表示を受けたはがきを候補者からもらつて知人などに出すことができます。

記載する内容については虚偽や公序良俗に反することのないかぎり自由です。

工場、事務所、会社などへ「御中」または「御一同様」など書き回覧することはいけないうことになっています。

このはがきは、必ず定められた郵便局に出すことになっています。

### 個人演説会

個人演説会で、応援演説することができま

### 個々面接

電車、バス、あるいは道路上でたまたま友人や知人に出会い、その機会を利用して投票を依頼することができま

### 署名運動の禁止

の候補者など寄附禁止の条項にふれる場合がありますのでじゅうぶ

覧旅行に案内したり、その他相手方に慰安などを与えて歓待するこ

通行人に見えるようなことは違反です。

投票用紙にあらかじめ候補者氏名が印刷してありますので、投票

二項症、三項症までの人で定められた症状に該当する人。



とろろ 上田市立清明小学校体育館

ことができず。



してはいけない

### 選挙運動

### 戸別訪問の禁止

戸別訪問とは、選挙運動のために、連続して戸別に選挙人の居室を訪問することです。(官公庁、会社、工場、事業所なども戸別のなかにはいります)

また、一戸だけ訪問してもその状況、内容などにより戸別とみなされることもあります。玄関内にはいらず軒下、庭などであつても戸別訪問に該当します。単なるあいさつ、名刺をおいてあることなどもいけないことで、何人も戸別訪問することはできません。

この場合、立候補届出後であるか立候補の決意前であるかは、同罪の成立に影響がないとされています。



### 署名運動の禁止

選挙に關し投票をせよという目的で、または投票をさせない目的で、選挙人に對し署名運動することは禁止されています。

### 人気投票の公表の禁止

選挙に關し、公職に就くべき人を予想する人気投票の経過または結果を公表することは禁止されています。

### 飲食物の提供の禁止

選挙運動に關してはその名目はどうであらうと、飲食物(なんらか加工しなくてもそのまま飲食に供し得るもの。たとえば、料理、弁当、酒、ビール、ジュース、果物、菓子など)を提供することはできません。

たとえば、候補者が選挙運動員や選挙運動に使用する労務者を慰勞する目的で飲食物を提供する、第三者が候補者を激励するために陣中見舞として候補者などに飲食物を提供することもいけません。陣中見舞に清酒をもつていきま

の候補者など寄附禁止の条項にふれる場合がありますのでじゅうぶんに注意してください。

ただし、お茶や日常もちいられる程度の菓子はさしつかえありません。

飲食物はいけない



### 氣勢を張る行為の禁止

選挙運動のために自動車をつらね、または隊ごをくみ、はち巻や旗などをたてて往来するなどは、氣勢を張る行為で禁止されています。

### 買収響應の禁止

選挙運動のため、選挙人または選挙運動者に対し、金銭、物品などをおこつたり、約束すること、また、飲食物を提供し、芝居や遊

### 選挙妨害の禁止

候補者について、デマをとばしたり、選挙人、候補者、選挙運動員などをおどかしたり、演説、集会、交通などを妨害したり、選挙用のポスターを破いたり、投票に干渉し棄権をすすめたりして選挙の自由をさまたげると選挙の自由妨害の罪となります。

### 連呼行為の制限

病院、学校、立会演説会場などの付近では静かにするようにきめられています。

### 選挙前と後のあいさつ行為の制限

選挙前と後のあいさつ行為は期日の定めはなく、文章、口頭、会合などを利用してすることは制限されています。

### ポスターの制限

よく屋内用などといわれているものを屋内に掲示することは、いっさい認められていません。また屋内用と称して窓の内側に貼付し

通行人に見えるようなことは違反です。

またこれらのポスターを事業所、事務所などに掲示するため頒布する場合でも違反となる場合があります。連絡所などのステッカー、ポスターは掲示できません。

### 許可なくはられたポスター

選挙運動用は勿論、選挙に関する政党等の政治活動用ポスターを、国・県・市・町村・国鉄・電々公社の所有、管理するもの、公共用の道路、樹木、公園、ロータリー、ガードレール、歩道橋などに掲示することはいけないことになって

います。また他人の家屋、店舗、事業所、工作物、各種電柱、道路、自治会の防犯灯などに許可なく掲示することは違反です。この場合管理者、所有者、居住者が一方的に取り除くことができず、破損させないように取り除くことはよいが破損させると違反となる場合があります。なるべく責任者をよんで直ちに取り除かせることがよい方法です。家族などが許可をあたえてある場合がありますのでよくたしかめてから処置してください。



## 和裁技術講習会の

### 受講生を募集

働く婦人の家  
☎272988

働く婦人の家では、県内職援助センターと共催で、次のとおり和裁技術講習会を開きます。受講を希望される人は、お申し込みください。電話でも結構です。

対象者：市内に住む婦人で、初心者に限ります。

定員：二十名（応募者多数の場合には抽選となります）

募集期間：三月十一日(木)から三月十三日(土)までの午前九時から午後九時

講習期間：四月二日から五月十一

## ご寄付お礼

次の皆様から温かいご寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。

- ▼オルガン針株式会社労働組合様 二万円 母子福祉事業に
- ▼山浦 忠様(下堀) 普通ベッド一台 貸し出し用ベッドとして

日までの休館日などを除く二十日間、午前九時から午後三時  
講習内容：肌ジュパン、男女物浴衣、男女ワールなど  
受講料：無料

## 長野西高通信制の

### 生徒を募集

長野西高等学校通信制  
☎0262242261

入学資格：中学校卒業者またはこれに相当すると認められる人ならば、年齢、性別を問いません。

願書受付：四月九日(金)まで

その他：入学試験は行いません。願書などご希望の方は、六十円切手を同封のうえ、〒380 長野市箱清水 長野西高等学校通

第858号 広くすべての企業 団体及び雇員 主に対してこれを求めているもの である、本人の行動などから見て 立候補の意志を有する人と認めら れる人、すでに公職にある人など

## 和裁科入校生を

### 募集します

上小高等職業訓練校  
☎22666

上小高等職業訓練校では、次のとおり和裁科入校生を募集しています。入校資格は特にありません。和裁を学びたい人のために、初歩から教えます。

とき：毎週火曜日と木曜日の午前十時から午後三時

## グリーンカードの

### 交付申請は



グリーンカードが本格的に実施される昭和五十九年一月以降  
郵便貯金 ②マル優 ③特別マル優の非課税貯蓄を利用する場合に

は、グリーンカードが必要となります。

グリーンカードの交付申請は、昭和五十八年一月から、税務署のほか、郵便局や銀行など金融機関の窓口にも備え付けられている申請書用紙に、住所、氏名などを記載し、これに二か月以内に作成された住民票の写しを添えてください。

なお、グリーンカードは、一人一枚の交付ですから、その申請も一度しかできません。

## 自動車相談所を

### ご利用ください

長野県自家用自動車組合  
上小支部 ☎220595

長野県自家用自動車組合上小支部では、自動車に関する各種の相談、苦情、トラブルなどの解決指導に当るため、支部内に自動車相談所を設けましたので、ご利用ください。

相談対象：主として、次のものを取り扱います。

- ①自動車の登録、廃車の手続きに関すること
- ②自賠責など自動車保険に関すること
- ③交通事故の解決に関する相談と指導
- ④自動車の購入及び整備に伴う苦情相談など

Smokin Clean

たばこが 煙火マナー

ちよっとした心づかいも味のうち

## 市県民税・所得税の申告は

### 3月15日までに

申告期限がせまっています。まだ申告を済ませていない人は、お早めに済ませてください。

# あなたの国民年金

(53)

昭和56年度最後の月、しめくりをする「3月」です。国民年金の保険料は、納め終わっているでしょうか。国民年金保険料の最終納期は2月末だったので、納め忘れた人はいませんか。もし、納め忘れていた人は急いで最寄りの農協、金融機関に納めてください。

あなたは大丈夫？ 国民年金は、将来、年齢に達してから「年金」を受取り、老後生活の支えとなるのが大きな目標ですが、それだけではなく、現在の生活の保障も大切なねらいになっています。

私たちは、いつ、どこで、何に出くわすかわかりません。いざ!!というときの支えが必要です。思わぬ事故にあって「障害者」になってしまった、働き手に死なれてしまった、子供たちだけになってしまった、というとき、**障害年金**（現在、1級675,900円、2級540,700円。いずれも年額）や**母子年金・準母子年金**（現在、子1人で720,700円。母子加算を含む。2～3人めにも加算）、**遺児年金**（現在、子1人540,700円、2～3人めにも加算）などの制度があり、それぞれの生活を支えることになっています。

しかし、これらの年金は、その境遇になったから、といって、だれにでも支給されるというわけではありません。そうになったときの直前の基準月（1・4・7・10月）の前月まで、本人や父・母の1年間の保険料が完納されていることが必要です。また、免除（強制加入者の場合）のある人は、直前の基準月の前月までの3年間の保険料が完納されているか、または免除でつながっていて「未納月がない」ことが必要です。このほか、長い期間被保険者であった人の条件などありますが、いずれにしても、未納の期間があると、せっかくの年金が受けられない、という悲しい結果になってしまいます。

完納で市政を推進 市政は、私たち市民の市政です。幸せを求め、だれもが人間らしい生活ができるように、市民の希望をまとめあげて施策が進められ、市民生活に必要な施設が建設されています。この施設をつくる資金として「国民年金還元融資」（国民年金の積立金を借りることを）利用しています。

ところが、この融資は、保険料の集まり具合（納付された率＝検認率といいます）が悪いと、借りることができません。自分のことと同時に、私たち全体の市政のために、国民年金保険料を完納されるようお願いします。

## 第39回産直デー

3月15日(月)

品 目①一塩大型北海ニシン

…… 1尾190円

②広島産生がき

……300g入1ケース200円

取り扱い店一市内産直協力店

※15日が休みのお店は16日に実施します。

＜生活環境課生活係 ☎24100内線301＞

# 基本的 理解のために

## 同和問題を考える

(前回より続く)

でも、高校生ならば街頭で私たちを見たとき、自分と同年代の者がどんなことを訴えているのだろう、そのくらの関心をもって欲しいと思います。

また、大人の人もなぜ私たちが一生けんめい署名をとっているのかを考えてほしいと思います。それとも、このような私たちの願いは無理な注文なのでしょうか。

私が三年間、部落問題に取り組み、活動してきたのは、志を同じくする仲間の励ましがあったからでもありますが、それにもまして、部落の完全解放をめざし現実の社会にいどみ、理想の社会を築こう

としてきた、そして今もなお、差別のない社会をつくらうとしている人々の姿に強くひきつけられたからです。

そこから私は、人間の力強い生き方を学びました。私はときどき、そうしたすばらしい先輩をもつ部落の人々をうらやましいと思うことがありますが、そして私もそういつた生き方をしたい、理想に向かつて屈せずに歩む人間になりたいと思うのです。

昔からのこうしたすばらしい人々の力で、わずかずつでも部落の解放は、なされてきたのではないのでしょうか。私は、いつかは差別のない社会がつくられるものと信じ

ています。

私と部落

(一高校生)

私は中学二年のとき、父に被差別部落出身であることを聞かされました。でも、そのときは「部落」ということの意味がよくわかっていなかったもので、このことが私の一生にどんな影響を与えるものなのか考えてもみませんでした。

そのうちに、学校での同和教育などによって自分の立場を自覚するようになったのです。でも当時は、わりと単純な気持ちで受けとめていました。

高校入学と同時に部落研に入り、

先輩からいろいろな話を聞きました。そして、初めて部落差別の恐ろしさを知ったのです。私も同じ運命をたどるかもしれない……。そう思うと、前にも増して自分の境遇がうらめしく思えてきたのです。

私は、中学のころ、はつきりいつて同和教育などない方がいいと思っていました。なぜなら、同和教育によって知らなくてもいいことまで知ってしまうような気がしたからです。変にいじらないで静かに放っておけば自然になくなると思ったからです。

つづく

1人当 給与費 B/A
千円
3,483

月1日現在)
年齢数15年
20年未満
円
220,700
84,972
229,503
84,818
227,600
76,500

日現在)
計
人
615
%
100

1日現在)
55年度支給割合)
1.4月分
1.9月分
0.5月分
3.8月分
1.4月分
1.9月分
0.5月分
3.8月分

## 上田市の職員給与などの状況

国の「行財政改革に関する当面の基本方針」に基づき、上田市職員の給与の実態をお知らせします。

### 1. 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(年度)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A
55年度	<56.3.31> 人 111,591	千円 19,475,503	千円 4,064,179	% 20.9

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

### 2. 職員給与費の状況 (一般会計予算)

区分	職員数 A	給 与 費				1人当給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末、 勤勉手当	計 B	
56年度	人 866	千円 1,914,405	千円 300,545	千円 801,465	千円 3,016,415	千円 3,483

(注)1. 職員手当には、退職手当は含まれません  
2. 給与費は、当初予算に計上された額です。

### 3. 職員の平均給与月額及び平均年齢の状況

(昭和56年 4月 1日現在)

区 分	一 般 行 政 職	
	平均給与月額	平均年齢
上田市	202,075 円	37.9 歳
長野県	212,007 円	39.10 歳
国	209,403 円	41.3 歳

### 4. 職員の初任給、経験年数別、学歴別平均給料月額の状況

(昭和56年 4月 1日現在)

区 分	学 歴	決定初任給	経験年数7年 以上10年未満	経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満
		上田市	100,200 円 ~103,300 円	154,571 円	185,731 円
一般行政職	高校卒	87,200	126,714	149,527	184,972
	長野県	101,600	157,620	187,112	229,503
職 国	高校卒	84,600	124,121	150,414	184,818
	大学卒	97,000 円 ~101,600 円	153,900	186,600	227,600
	高校卒	82,000	121,400	146,700	176,500

### 5. 一般行政職の等級別職員数の状況

(昭和56年 4月 1日現在)

国の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	計
上田市			1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	
標準的な職務内容			部 長	課 長 課長補佐	係 長 主 査	高度の知識経験を必要とする業務を行う主事、技師	比較的高度の知識経験を必要とする業務を行う主事、技師	主 事 技 師	
職員数			12 人	55 人	86 人	170 人	195 人	61 人	615 人
構成比			2.0 %	8.9 %	14.0 %	27.6 %	31.7 %	9.9 %	100 %

(注)標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職名です。

### 6. 職員手当の状況

区 分	上 田 市			長 野 県、 国		
	(55年度支給割合)			(55年度支給割合)		
期末、勤勉手当	期 末 勤 勉			期 末 勤 勉		
	6月期	1.4月分	0.5月分	6月期	1.4月分	0.5月分
	12月期	1.9月分	0.6月分	12月期	1.9月分	0.6月分
	3月期	0.5月分	—	3月期	0.5月分	—
	計	3.8月分	1.1月分	計	3.8月分	1.1月分
退職手当	(支給率)	自己都合	勸 奨	(支給率)	自己都合	勸 奨
	最高限度額	60月分	69.3月分	最高限度額	60月分	69.3月分
	勤続20年	21月分	31.5月分	勤続20年	21月分	31.5月分
	勤続30年	41.25月分	59.4月分	勤続30年	41.25月分	59.4月分
	勤続35年	48.125月分	69.3月分	勤続35年	48.125月分	69.3月分

### 7. 特別職の報酬等の状況 (56年 4月 1日現在)

区 分	給料月額等	期末手当 (55年度支給割合)
市 長	590,000円	6月期 1.4月分
助 役	485,000円	12月期 1.9月分
収 入 役	426,000円	3月期 0.5月分
		計 3.8月分
議 長	295,000円	6月期 1.4月分
副 議 長	259,000円	12月期 1.9月分
議 員	240,000円	3月期 0.5月分
		計 3.8月分

昭和56年度の保険の最終納か。もしに納めてあなたは金をそれだていま私たいざ「害者」ちだけ675.90母子年3人め人めになしかて、だなった人や父す。ま月の前免除でほか、いずれけられ完納で市め、たまとめされて融資」とこた率=ん。自年金保

品  
取り  
※15



(一月三十一日現在)

次の皆さんがなくなりました。つつしんでごめい福をお祈りいたします。

- 飯塚正久さん 川辺町 五八
- 平林 操さん 越 戸 七五
- 長張 榎さん (常田二丁目) 北常田 八〇
- 小林信子さん 石 神 六八
- 宮島秀雄さん 下本郷 七九
- 古平ミンさん (緑が丘三丁目) 緑が丘西 八〇

- 原 留夫さん 藤之木 六九
- 市川種三さん 中 村 五六
- 木内主税さん (常磐城四丁目) 生 塚 六三
- 松山はる子さん 上室賀 七一
- 長岡梅野さん 諏訪形 八二
- 窪田鶴太郎さん (中央五丁目) 新 田 七八
- 井沢 謙さん 越 戸 七九
- 川上みき遠さん 分 去 七九
- 小林由太郎さん 倉 升 八一
- 加藤ふみさん 吉 田 六九
- 中山星之助さん (中央北三丁目) 新 田 七九
- 堀井与吉さん 新 田 八七
- 青木丑子さん 御 所 六八
- 依田 幸さん (中央四丁目) 丸堀町 七八
- 窪田米子さん 保 野 五九
- 新関信義さん 小 牧 六四
- 山口寿美雄さん (中央二丁目) 横 町 七四
- 林 はるさん (中央西一丁目) 北大手 七七
- 塩島 金さん (材木町二丁目) 染 屋 八八
- 舞沢亀一さん 舞 田 六三
- 高遠文野さん 下塩尻 八一
- 山本かんさん (緑が丘一丁目) 新 屋 七四
- 中村ふくさん 小 牧 七五
- 清水広吉さん 畑 山 六二
- 古田まさ子さん (常磐城一丁目) 西 脇 六五
- 吉池澄江さん 黒 坪 七一
- 山辺たけじさん 下 堀 八二
- 清水めいじさん 上室賀 八七
- 丸山すいさん (常磐城一丁目) 西 脇 八三
- 家塚トヨさん (中央三丁目) 馬場町 八六
- 南川さ久のさん 金 井 九二
- 山浦 国さん 下 堀 五九
- 宮崎袈裟信さん 小 泉 五七
- 田中こうさん 倉 升 八六
- 宮沢民部さん 下室賀 五五
- 渡辺えちのさん 矢 沢 七八
- 近藤登美さん (常磐城四丁目) 生 塚 五九
- 武田次男さん 五 加 五七
- 寺島戒三さん 川 辺 九九
- 野村 功さん 下之郷 五〇
- 林 みち子さん 浦 野 六八
- 酒井きちのさん 林之郷 八〇
- 中沢正信さん (中央一丁目) 鷹匠町 七三
- 山崎寿明さん 岡 八一
- 角野スキさん 大 湯 八五
- 宮島正一さん (緑が丘三丁目) 城 北 六四
- 石川清子さん 川 辺 五七
- 中曾根きく世さん 神科新屋 九七
- 竹内キヨさん (常磐城二丁目) 新 町 八一
- 島滝元吉さん 五 加 七四
- 成沢孝一さん (緑が丘二丁目) 緑が丘北 五五
- 池田登喜一さん 八木沢 八〇
- 石井奈緒さん 上川原柳町 一四
- 井沢未松さん 浦 野 九〇

# 「インチキ内職」に

## ご注意を

(上田労働基準監督署 電話 220338)

最近、各地で家庭の主婦などが「簡単な作業で高収入」などという新聞の折り込みや、電柱のはり紙などの広告に誘われて、さまざま名目で高い費用を支払わされる一方、仕事の内容や収入については約束と違うという被害にあう例が出ています。

このような「インチキ内職」には、大きく分けると次のようなものがあります。

- ① 内職講習会と称して多額の受講料などを取り、出来た製品については種々の条件をつけ、買いたたいたり、買上げを拒んだりする。
- ② 相当の収入が得られると宣伝し、高額な機械を市価の倍額ぐらいの価格で売り付け、工賃の取り決めはあいまいである。

「インチキ内職」の被害を防ぐためには、内職希望者の注意が何よりも肝心です。だれにでもできる簡単な仕事で高収入が得られる、というような「うまい話」はありません。



上田市は、千曲の清流と、上田城に象徴される自然と人とが調和した、住みよいまちです。わたしたち市民は、自らの英知と努力により、さらにすばらしいまちにする願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

- 一、自然に感謝し、きれいな水と空気を守り、緑のあふれるまちにします。
- 一、からだをきたえ、教養を高め、豊かな文化を育てるまちにします。
- 一、人々の善意をとうとび、あたたかい心がふれあうまちにします。
- 一、産業を伸ばし、働くよろこびを大切に、活気にみちたまちにします。
- 一、平和と自由を求め、広く世界に目を向けた明るいまちにします。

16日 市課 100 刷 中止 「市民 ませてい 日午前 市役所 2 気